

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号  
日本カーバイド工業株式会社  
取締役社長 杉 山 孝 久

## 第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の健康状態等をご考慮いただき、本株主総会につきましては、書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使も含め、感染防止に最大限ご配慮賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル22階  
日本カーバイド工業株式会社 会議室
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.carbide.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時

**場所** 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル22階  
日本カーバイド工業株式会社 会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時40分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時40分まで

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

## 事前ご質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問をお受けいたします。ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、後日当社ウェブサイトにてご回答もしくはご紹介する予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

### メールによる質問方法

下記メールアドレスに、必要事項をご入力の上お送りください。

【メールアドレス】 soukai@carbide.co.jp

【必要事項】 ①議決権行使書用紙に記載されている株主番号（8桁の半角数字）  
②ご質問（200文字以内で、要点を簡潔にお願いいたします。）

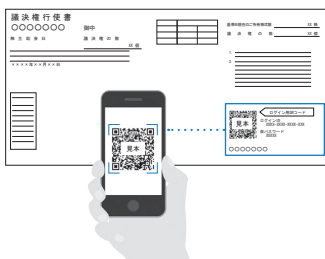
【受付期限】 2022年6月22日（水曜日）午後5時40分まで

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

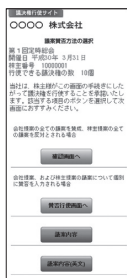
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

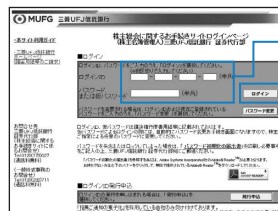
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

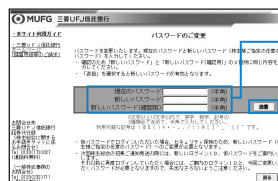
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### I 企業集団の現況

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、国や地域による違いはあるものの、総じてコロナ禍による落ち込みから回復を続けております。一方で部品・原材料不足の深刻化、資源価格の上昇、中国での電力供給問題、ロシアによるウクライナへの侵攻等を背景とし、その回復は減速傾向となりました。

当社グループを取り巻く事業環境においては、半導体向けや、テレワーク拡大に伴うPC、通信関連向け需要が引き続き好調に推移し、機能化学品や電子素材などの電子・機能製品は増販となりました。また、国内・海外での自動車や自動二輪車の出荷が堅調に推移したことにより、フィルム・シート製品も増販となりましたが、年度後半から半導体不足による自動車生産台数の減少による影響で減速して推移しました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は47,003百万円と前期比4,772百万円（11.3%増）の増収、営業利益は3,192百万円と前期比804百万円（33.7%増）の増益、経常利益は、為替差益の計上などにより、4,055百万円と前期比1,203百万円（42.2%増）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失の計上などにより、1,930百万円と前期比475百万円（19.8%減）の減益となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

事業部門別の概況は次のとおりであります。

### **電子・機能製品事業部門**

当該事業の主な取扱製品は、ファインケミカル製品や医薬品原薬・中間体などの機能化学品、粘・接着剤などの機能樹脂、半導体用金型クリーニング材やセラミック基板などの電子素材であります。

機能化学品は、半導体市場の好況に伴う電子部材向け表面処理剤などの出荷が堅調に推移し、前期比増収増益となりました。機能樹脂は、光学関連分野向け粘・接着剤の出荷が堅調に推移したものの、原材料価格の上昇などにより、前期比増収減益となりました。電子素材は、カーエレクトロニクス用途、電子デバイス関連向けの需要回復によりセラミック基板の出荷が好調に推移、また、半導体用金型クリーニング材の販売も半導体市場の好況に伴い好調に推移し、前期比増収増益となりました。

以上により、当セグメントの売上高は20,473百万円と前期比2,821百万円（16.0%増）の増収となり、セグメント利益は2,860百万円と前期比919百万円（47.4%増）の増益となりました。

### **フィルム・シート製品事業部門**

当該事業の主な取扱製品は、フィルム、ステッカー、再帰反射シートなどであります。

フィルムは、自動車向けの出荷が堅調に推移し、前期比増収増益となりましたが、年度後半からは半導体不足による自動車生産台数の減少による影響で減速して推移しました。ステッカーは、東南アジア、ブラジルの自動二輪車市場の回復により、前期比増収増益となりました。再帰反射シートは、欧州でのナンバープレート向け出荷が好調に推移しましたが、原材料価格の上昇などにより前期比増収減益となりました。

以上により、当セグメントの売上高は16,172百万円と前期比2,346百万円（17.0%増）の増収、セグメント利益は285百万円と前期比274百万円の増益となりました。

### **建材関連事業部門**

当該事業の主な取扱製品は、ビル・住宅用アルミ建材や内装建材用プラスチック押出製品などありますが、主力のビル用アルミ建材や戸建て住宅用アルミ建材の販売が低調だったことなどもあり、当セグメントの売上高は7,507百万円と前期比889百万円（10.6%減）の減収、セグメント利益はアルミ地金価格の高騰による影響などもあり279百万円と前期比235百万円（45.7%減）の減益となりました。

## エンジニアリング事業部門

当該事業の主な内容は、鉄鋼・化学・環境分野の産業プラントの設計・施工・設備などありますが、国内向け工事案件の完工が増加し、当セグメントの売上高は4,257百万円と前期比222百万円（5.5%増）の増収となり、セグメント利益は82百万円と前期比6百万円（8.3%増）の増益となりました。

	売上高	セグメント利益
	百万円	百万円
電子・機能製品事業部門	20,473	2,860
フィルム・シート製品事業部門	16,172	285
建材関連事業部門	7,507	279
エンジニアリング事業部門	4,257	82
調整額	△1,407	△315
合計	(連結売上高) 47,003	(連結営業利益) 3,192

(注) セグメント利益の調整額には、各セグメントに配分していない一般管理費が含まれております。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2,942百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- 電子・機能製品製造設備新設工事（日本）
- フィルム・シート製品製造設備新設工事（日本）

### (3) 資金調達の状況

設備資金については、主に金融機関からの借入れにより調達いたしました。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期)	第 123 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	48,651	46,699	42,231	47,003
営業利益 (百万円)	2,649	2,557	2,388	3,192
経常利益 (百万円)	3,119	2,817	2,852	4,055
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1,800	1,741	2,406	1,930
1株当たり 当期純利益	219円95銭	212円57銭	282円98銭	211円49銭
総資産 (百万円)	60,609	61,242	63,906	64,546
純資産 (百万円)	24,966	25,962	28,500	32,049
1株当たり 純資産額	2,889円62銭	2,973円26銭	3,066円98銭	3,229円86銭



### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ビニフレイム工業株式会社	百万円 288	69.0 %	アルミ建材等の製造販売
株式会社三和ケミカル	200	100.0	化学工業製品、医薬品の製造販売
株式会社北陸セラミック	100	99.8	工業用特殊磁器の製造販売
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	90	100.0	産業プラントの設計、監督、施工並びに工場諸施設の保全
恩希愛（杭州）薄膜有限公司	41百万 米・ドル	100.0	再帰反射シートの製造販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (USA) INC.	7百万 米・ドル	100.0	再帰反射シートの販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (South Carolina) INC.	11百万 米・ドル	100.0	各種ステッカーの販売
NIPPON CARBIDE INDIA PVT. LTD.	731百万 インド・ルピー	100.0	各種ステッカーの製造販売
PT ALVINY INDONESIA	6百万 米・ドル	100.0 (60.0)	各種ステッカーの製造販売
ELECTRO-CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	380百万 タイ・バーツ	100.0	工業用特殊磁器の製造販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	82百万 タイ・バーツ	91.5 (42.5)	各種ステッカーの製造販売
NCI (VIETNAM) CO., LTD.	2百万 米・ドル	90.0	各種ステッカーの製造販売
NIPPON CARBIDE INDUSTRIA DO BRASIL LTDA.	19百万 ブラジル・レアル	100.0	各種ステッカーの製造販売

(注) 1. 当社の議決権比率の ( ) 書きは間接所有割合を示しており、内数であります。

2. THAI DECAL CO., LTD. は2021年4月1日付で、商号をNIPPON CARBIDE INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD. に変更いたしました。

#### 4. 対処すべき課題

##### (1) 中期経営計画 “NCIキラリ2025” の実行>

当社グループを取り巻く経営環境は、原材料不足の深刻化、資源価格の上昇、中国でのゼロコロナ政策によるロックダウン、ロシアによるウクライナへの侵攻、また、新型コロナウイルス感染症の不確定要素等を背景とし、引き続き予断を許さない状況にあります。

このような経営環境の下、当社グループは、長期的な視点から2030年のありたい姿を「**サステイナブルな社会に貢献する、キラリと光る企業グループ**」と定め、中期経営計画 “**NCIキラリ2025**” を策定いたしました。基本方針を「**キラリ=One&Only**」の追求とし、キラリと光る技術を究め、キラリと光る製品を提供することで、サステイナブルな社会に貢献し、サステイナブルな成長を実現します。

2030年のありたい姿

サステイナブルな社会に貢献する、  
キラリと光る企業グループ

「ニューノーマル時代のサステイナブルな成長」を目指し、  
新・中期経営計画「NCIキラリ2025」を策定

「キラリ=One&Only」の追求

キラリと光る技術を究め、  
キラリと光る製品を提供することで、  
サステイナブルな社会に貢献し、成長を実現する

##### <財務目標>

“NCIキラリ2025” の2025年度財務目標として、売上高620億円、営業利益70億円、ROE12%以上、D/Eレシオ0.5倍以下を目指します。

	2021年度実績	2025年度目標
売上高	470億円	620億円
営業利益	32億円	※ 70億円
ROE	6.1%	12%以上
D/Eレシオ	0.48倍	0.5倍以下

※ 2007年度に記録した過去最高営業利益47億円の1.5倍

## ＜成長戦略＞

当社グループでは、私たちのミッションとして「**技術力で価値を創造し、より豊かな社会の発展に貢献する**」を掲げておりますが、「より豊かな社会」とは「より便利な社会」、「より安心安全な社会」であると考えております。この「より便利な社会」、「より安心安全な社会」を実現するため、「**NCIキラリ2025**」の成長戦略を計画しました。

**世の中をより便利にする**半導体や電子デバイスの製造工程に採用されるケミカルエレクトロニクス材料、**世の中の安心安全に貢献する**医薬品原薬やセーフモビリティ市場にて活躍するフィルム材料が当社の強みと考えております。これらの製品を成長ドライバーと定め、**注力領域をエレクトロニクスとセーフティとし、エレクトロニクスの戦略市場を半導体・電子デバイスに、セーフティの戦略市場を、環境・ライフ・モビリティに決めました。**

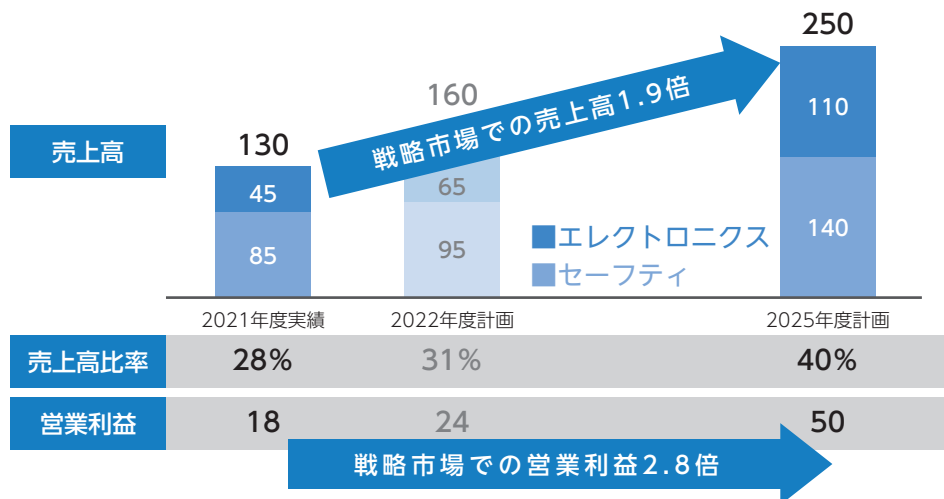
半導体・電子デバイスなど高成長市場における高付加価値製品への対応力強化による事業成長、及び環境・ライフ・モビリティ市場でのエンジニアリング技術の展開や強固な事業基盤の確立により、収益性の向上を実現していきます。また、成長戦略を支える取組みとして、SDGs経営を推進するとともに、研究開発体制の強化、さらにDX施策を推進してまいります。



### <成長イメージ>

戦略市場における業績について、2021年度の戦略市場における売上高130億円に対し、2025年度にはエレクトロニクス戦略市場で110億円、セーフティ戦略市場で140億円、戦略市場全体での売上高250億円を目指します。また、2025年度の戦略市場全体での営業利益は2021年度の18億円から2.8倍となる50億円を目指します。

この計画実現のため、2022年度からの4年間で190億円の設備投資を計画しており、戦略市場全体では110億円規模の積極投資を行ってまいります。また、DXやカーボンニュートラル関連への投資として、戦略投資額150億円のうち、15%以上の投入を計画しております。

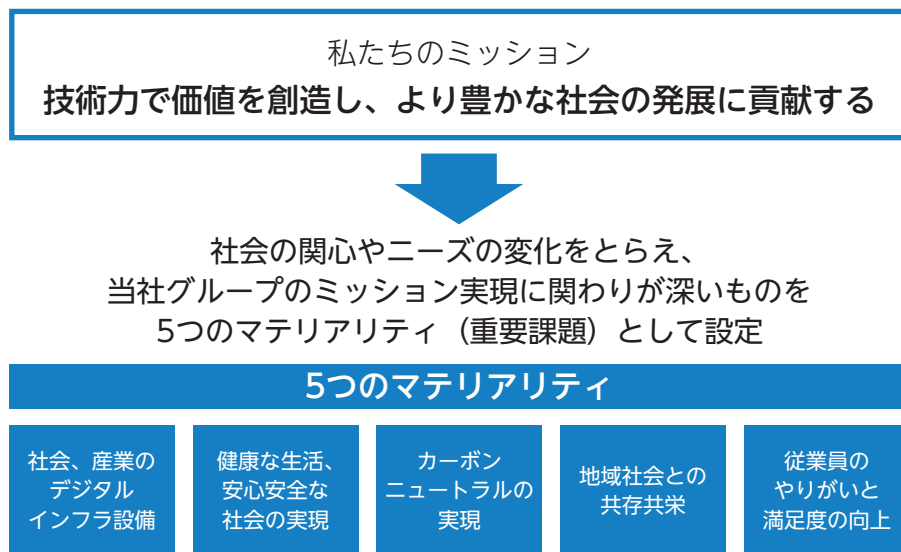


### <研究開発体制の強化>

成長戦略を支える取組みとして、新製品の開発などの研究開発体制の強化を推し進めます。売上高に占める新製品の比率が2021年度の7%から2025年度には15%以上、うち戦略市場での新製品の比率が2021年度の25%から2025年度に35%以上となることを目指します。特にSDGsに貢献する研究開発の取組みとして、バイオマス原料へ転換した機能性樹脂の開発や環境負荷を低減する脱溶剤高性能樹脂の開発など、サステナブルな社会を実現するためのソリューションを提供してまいります。

## <SDGs経営の推進>

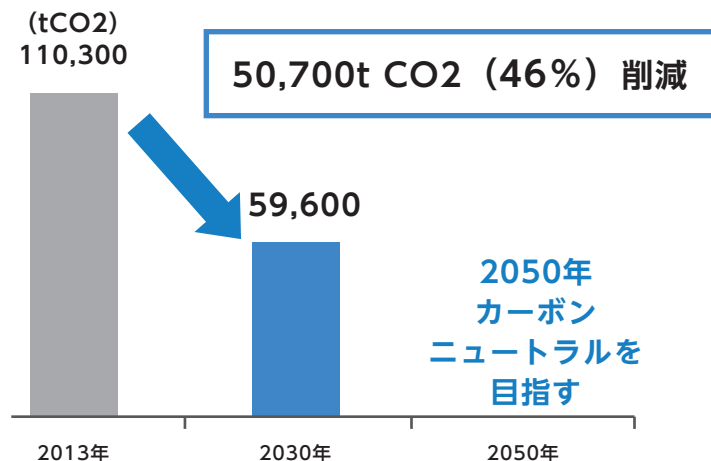
当社グループでSDGs経営を推進していくにあたり、社会の関心やニーズの変化をとらえ、私たちのミッション「**技術力で価値を創造し、より豊かな社会の発展に貢献する**」の実現に関わりが深いものを5つのマテリアリティとして設定いたしました。



当社グループのマテリアリティは、「社会、産業のデジタルインフラ整備」、「健康な生活、安心安全な社会の実現」、「カーボンニュートラルの実現」、「地域社会との共存共栄」、「従業員のやりがいと満足度の向上」の5つになります。これらのマテリアリティの実現に向け、当社グループの事業活動と企業活動を通じて取り組んでまいります。

### <カーボンニュートラルへの取組み>

当社グループでは、当社の魚津工場やタイの子会社の工場稼働している太陽光発電などによる再生可能エネルギーの利用や、MCFA活動、プロセス効率改革の推進、排熱の回収・再利用、燃料の転換、省エネ機器への切替え、グリーン電力への転換などの取組みを推進し、2030年にはCO2排出を2013年比46%にあたる5万7千7百トンの削減、さらに2050年にはカーボンニュートラルを目指してまいります。



### <DX施策の推進>

当社グループでは、変化する経営環境に「素早く」適応し、デジタル技術を活用することで、“*NCIキラリ2025*”の成長戦略を実現いたします。

「必要なデータを必要な時に」、を実現し、よりスピード感のある経営マネジメントへの変革や、ICTやデジタルデータの積極的な活用による生産性や品質の向上と製品開発の推進力強化、さらには高付加価値業務への移行とワークライフバランスの充実を目指してまいります。経営直下型のDX推進体制のもと、データプラットフォーム整備、DX人材育成、DX企業風土の実現に取り組んでまいります。

これらの取組みの計画として、2022年度から2024年度にかけてデジタル活用の基盤を構築し、2023年度から2025年度にかけてデータの活用を推進し、2025年度からマネジメント、セールス、プロダクション、R&D、バックオフィスの更なる変革に取り組んでまいります。

## (2) プライム市場上場維持基準の充足

当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにおいて、プライム市場を選択しましたが、流通株式時価総額がプライム市場上場維持基準を満たしておりません。中期経営計画期間である2026年3月末までに上場維持基準を満たすために、グループ一丸となって“**NCIケラリ2025**”を着実に進めていくとともに、株主還元方針として配当性向30%を目途に、安定配当の継続を目指していくことや、コーポレートガバナンスの充実に向けた施策に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業内容	主要製品等
電子・機能製品事業	ファインケミカル製品、医薬品原薬・中間体、粘・接着剤、半導体用金型クリーニング材、セラミック基板
フィルム・シート製品事業	フィルム、ステッカー、再帰反射シート
建材関連事業	ビル・住宅用アルミ建材、内装建材用プラスチック押出製品
エンジニアリング事業	鉄鋼・化学・環境分野の産業プラントの設計・施工・設備

## 6. 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

会社名	所在地
日本カーバイド工業株式会社	本社（東京都）、営業所（大阪府）、工場（富山県、京都府）、研究所（富山県）
ビニフレーム工業株式会社	本社・工場（富山県）
株式会社三和ケミカル	本社・事業所（神奈川県）
株式会社北陸セラミック	本社・工場（富山県）
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	本社（富山県）
恩希愛（杭州）薄膜有限公司	本社・工場（中国）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (USA) INC.	本社（米国）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (South Carolina) INC.	本社（米国）
NIPPON CARBIDE INDIA PVT. LTD.	本社・工場（インド）
PT ALVINY INDONESIA	本社・工場（インドネシア）
ELECTRO-CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場（タイ）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場（タイ）
NCI (VIETNAM) CO., LTD.	本社・工場（ベトナム）
NIPPON CARBIDE INDUSTRIA DO BRASIL LTDA.	本社・工場（ブラジル）



## 7. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

## (1) 企業集団の使用人の状況

部 門	使用人数	前期末比増減
電子・機能製品事業部門	1,438名	88増名
フィルム・シート製品事業部門	1,583	88減
建材関連事業部門	267	10増
エンジニアリング事業部門	146	6減
全社（共通）	155	11増
合 計	3,589	15増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者及び嘱託社員を含み、当社グループから当社グループ外への出向者、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を除いております。）であります。

## (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
494名	18名増	43.4歳	19.0年

(注) 使用人数は就業人員（他社から当社への出向者及び嘱託社員を含み、当社から他社への出向者、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を除いております。）であります。

## 8. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,051
株式会社みずほ銀行	2,058
農林中央金庫	1,942
株式会社富山第一銀行	1,831
株式会社北陸銀行	1,762

## II 会社の現況

### 1. 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,394,029株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、601,500株増加しております。

(3) 株主数 6,550名（前期末比189名減）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	990	10.55
A G C 株 式 会 社	781	8.32
デ ン カ 株 式 会 社	409	4.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	349	3.73
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	332	3.55
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	280	2.98
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	270	2.88
榑 原 三 郎	255	2.72
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	241	2.58
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	157	1.68

（注）1. 持株比率は自己株式（7,081株）を控除して計算しております。

2. 千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

## 2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2019年11月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	12,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,200,000株（本新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	本新株予約権1個当たり354円（総額4,248,000円）
新株予約権の払込期日	2019年12月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額は1株につき1,496円とする。ただし、本新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正される。
新株予約権の行使期間	2019年12月16日から2022年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当ての方法により、発行した本新株予約権の総数をモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に割当てた。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	氏 名
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員		杉 山 孝 久
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	管理部門担当役員	井 口 吉 忠
取 締 役 執 行 役 員	技術担当役員、魚津・早月工場長、研究開発センター長	長 谷 川 幸 伸
取 締 役 執 行 役 員	経営企画部長	横 田 祐 一
取 締 役	弁護士 弁護士法人小野総合法律事務所所属	遠 藤 直 子
取 締 役	学校法人桜美林学園理事	白 井 均
常 勤 監 査 役		久 保 英 昭
常 勤 監 査 役		林 文 明
監 査 役	公認会計士 日本公認会計士協会 自主規制本部長	江 見 睦 生

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第122回定時株主総会において、横田祐一氏は取締役にて、林 文明、江見睦生の両氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2021年6月29日開催の第122回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役芹沢 洋氏、常勤監査役石倉昭裕、及び監査役梅本周吉の3氏は任期満了により退任いたしました。
3. 江見睦生氏は、2021年7月1日付で日本公認会計士協会の自主規制本部長に就任しております。

4. 2022年4月1日付で次のとおり取締役の地位の異動をいたしました。

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
取 締 役 常 務 執 行 役 員	技術担当役員、魚津・早月工場長、研究開発センター長	長 谷 川 幸 伸

5. 取締役遠藤直子、白井 均の両氏は、社外取締役であります。
6. 常勤監査役久保英昭、林 文明及び監査役江見睦生の3氏は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役久保英昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役江見睦生氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役遠藤直子、白井 均、常勤監査役林 文明及び監査役江見睦生の4氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
9. 当社は、取締役遠藤直子、白井 均、常勤監査役久保英昭、林 文明及び監査役江見睦生の5氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
10. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	担 当	氏 名
常 務 執 行 役 員	社長付	梶 井 久 稔
執 行 役 員	管理部門副担当役員、経理部長	角 田 尚 久
執 行 役 員	アドバンスフィルム事業本部長	中 村 正 孝
執 行 役 員	電子・機能製品事業本部長	吉 澤 正 樹
執 行 役 員	電子・機能製品事業本部企画管理室長兼大阪営業所長	竹 内 利 二
執 行 役 員	事業開拓・開発部長	竹 田 幸 弘

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72 (18)	44 (18)	28 (-)	- (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	39 (35)	39 (35)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	112 (53)	84 (53)	28 (-)	- (-)	12 (6)

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役2名の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、役員に対する賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において年額240百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。第117回定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)です。
5. 監査役の報酬額は、2013年6月27日開催の第114回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。第114回定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

#### i. 取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法に関する方針及び報酬の構成

取締役の報酬は、株主総会で決議された年額以内で、個々の取締役の職務と責任をもとに、世間水準を考慮して算定し、固定報酬(月額報酬:支給額の75%)及び業績連動報酬(賞与:支給額の25%)で構成しております。ただし、社外取締役には業績連動報酬は支給しません。

監査役の報酬については、株主総会で決議された年額以内で、個々の監査役の職務と責任をもとに、監査役の協議により決定しております。

#### ii. 報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、取締役会が、取締役の報酬等の額の決定に関する方針及びそれに基づく個人別の報酬等の内容を決定しており、代表取締役等への一任は行っておりません。取締役の報酬については株主総会で決議された年額以内で、取締役社長が作成した標準支給額としての取締役の固定報酬及び業績連動報酬の案を、2021年6月18日及び29日開催の取締役会で決議しております。

iii. 業績連動報酬の仕組み及びその決定過程における取締役会の活動状況

業績連動報酬の額は、単年度の業績評価により原則として、標準支給額に対し0%~150%の範囲で変動します。また、その決定過程において取締役会は、取締役社長が業績連動報酬に係る指標の達成度や各取締役の業績貢献度を総合的に評価し作成した報酬案の内容を議論のうえ、個々の取締役の業績連動報酬の額を決議しております。

iv. 業績連動報酬に係る指標とその目標及び実績

業績連動報酬に係る指標は、事業収益力を高めることと、キャッシュを創出することを重視していることから、営業利益率（目標に対する達成度合い・対前期伸長度合い）及び営業キャッシュ・フロー（対前期伸長度合い）を用いております。当事業年度における目標は、営業利益率については、目標5.8%に対し、実績は6.8%となりました。また、対前期でも改善しました。営業キャッシュ・フローについては、対前期で増加となりました。

なお、2021年11月1日付にて、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置しており、次事業年度より指名・報酬委員会にて取締役の報酬等（決定方針や個人別の額等）を審議・答申し、取締役会で決議することとしております。

### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役遠藤直子氏は、弁護士法人小野総合法律事務所に所属しております。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。

取締役白井 均氏は、学校法人桜美林学園の理事を務めております。当社と同法人との間には、特別の関係はありません。

監査役江見睦生氏は、日本公認会計士協会の自主規制本部長を務めております。当社と同協会の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等における出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	遠 藤 直 子	<p>同氏は、弁護士としての経験と専門知識を、当社の経営に活かしていただけることを期待され、2019年6月27日開催の第120回定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と知識に基づき議案審議等において活発な質問、提言を行っており、その期待される役割を果たしております。</p> <p>なお、同氏は、指名・報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は3回開催され、全てに出席しております。</p>
取 締 役	白 井 均	<p>同氏は、会社経営についての豊富な経験や見識を活かし、当社の経営全般に提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化することを期待され、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において選任され、社外取締役に就任しております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、製造会社の情報システム部門や海外での豊富な経験に基づき議案審議等において活発な質問、提言を行っており、その期待される役割を果たしております。</p> <p>なお、同氏は、指名・報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、指名・報酬委員会は3回開催され、全てに出席しております。</p>
監 査 役	久 保 英 昭	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、また、15回開催の監査役会の全てに出席し、金融機関での長年の経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監 査 役	梅 本 周 吉	<p>当事業年度において、2021年6月29日に監査役を任期満了退任するまで、4回開催された取締役会の3回に出席し、また、4回開催された監査役会の3回に出席し、製造会社の経理財務部門での長年の経験や公認会計士としての知識に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監 査 役	林 文 明	<p>2021年6月29日就任以降、14回開催の取締役会の全てに出席し、また、11回開催の監査役会の全てに出席し、製造会社の資材・物流部門での長年の経験や見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監 査 役	江 見 睦 生	<p>2021年6月29日就任以降、14回開催の取締役会の全てに出席し、また、11回開催の監査役会の全てに出席し、公認会計士としての財務・会計に関する豊富な経験や見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>



#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額80百万円には、監査証明業務に基づく報酬の他に、非監査業務に基づく報酬が含まれております。非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導、コンプライアンスマニュアルの見直しに関する助言、サステナビリティの取り組み整理と開示に関する助言であります。
4. 恩希愛（杭州）薄膜有限公司、NIPPON CARBIDE INDIA PVT. LTD.、PT ALVINY INDONESIA、ELECTRO-CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.、NIPPON CARBIDE INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.、NCI (VIETNAM) CO., LTD. 及びNIPPON CARBIDE INDUSTRIA DO BRASIL LTDA. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に判断し、再任又は不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程として「企業活動に関する基本指針」並びに「行動基準」を定め、社長執行役員を法令遵守担当役員とし、その下でコンプライアンス委員会が法令・企業倫理の遵守に関する職務を担当するほか、相談・通報体制として法務室のほかに外部弁護士をも相談・通報先とする内部通報制度であるホットラインを設置しています。コンプライアンスの推進については、役員以下がコンプライアンス規程に則り業務運営に当たるよう、研修等を行っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、社内体制を整備し関係遮断を行います。そのほか、内部監査を所管する業務監査室が、法令及び会社諸規程に従い業務が遂行されるよう監視し、代表取締役より改善指導する体制を設置しています。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存処分規程に基づき、適正な保存及び管理を行います。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、基本規程としてリスク管理基本規程を定めるとともに関連規程の整備とその運用を図り、リスクの低減に努めるとともに、経営企画部を事務局とするリスク管理委員会がリスク管理活動を実施し、リスク発生時の連絡や対応体制の整備を進めます。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と業務執行機能の双方を強化するため、執行役員制度を導入しています。

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに経営執行の監督等を行います。取締役会のほか、経営活動の諸施策の適切な実行を討議するための経営会議を毎月原則1～2回開催します。

また、取締役等の指名・報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループでは、関係会社管理に関する規程として、関係会社業務取扱規程を定め、相互に密接な連携のもとにグループ運営を行います。関係会社業務取扱規程は、当社承認事項、当社との協議事項、当社への報告事項を定め、当社各担当部門を経由して子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の承認・協議・報告を行うこととしています。また、当社は毎月1回業績報告会議を開催し、当社各担当部門より子会社の毎月の事業概況を報告します。

## ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は関係会社業務取扱規程に基づき、発生リスクを速やかに当社各担当部門に報告、共有し、協力して解決にあたる体制としています。

子会社のリスクの管理については、当社リスク管理委員会がリスク管理活動の指導を行うとともに当社各担当部門と協力し、子会社の発生リスクの把握及び対応を行います。また、リスク管理委員会は定期的にグループ全体でのリスク事項を洗い出し、対応体制の整備を進めます。

## ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を踏まえて、毎年1回グループ全体の予算会議を開催し、重点経営目標及び予算を策定します。また、当社は、関係会社業務取扱規程に従い業務が遂行されるよう、子会社に取締役会その他の重要な意思決定を行う体制を構築させます。

## ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社コンプライアンス委員会は、グループでのコンプライアンス活動を推進し、当社コンプライアンス規程に準じた子会社規程の整備、内部通報制度の整備・強化や研修等の支援を行うとともに、半期毎に子会社からその活動状況を聴取し取締役会に報告します。また、業務監査室は、子会社の業務執行が法令、子会社定款及び諸規程に従い遂行されるよう内部監査を通じて監視するとともに改善指導を行います。

## ⑤ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。

## (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。

## (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の所属員の人事に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。

監査役が監査役室の所属員に指示をした業務については、所属員は取締役の指揮系統に属さないものとします。

監査役は、監査役室の所属員及び所属する兼任部門の業務内容について毎月又は適宜に聴取・提言し、必要に応じ監査を行ううえでの重要な事項について、指示管理を行います。

#### (8) 当社の監査役への報告に関する体制

##### ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、監査役に報告することとします。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができます。

##### ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役は主要な子会社の監査役を兼務しており、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は、子会社の取締役及び使用人から報告を受けます。また、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他の重要な会議に出席し必要に応じ取締役等に説明を求めることができます。また、その他の子会社を含め、関係会社業務取扱規程に定める承認・協議・報告事項に関する文書・資料等を読覧し、当社各担当部門あるいは必要に応じ子会社に直接説明を求めることができます。

##### ③ その他の当社の監査役への報告に関する体制

法務室は、コンプライアンス委員会において、監査役に対しても当社及び子会社の内部通報制度の利用状況を報告します。

業務監査室は、当社及び子会社の内部監査の状況を監査役に対しても報告します。

#### (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた場合には、相談・通報できるホットラインを設置しており、相談・通報をしたことについて不利な取扱いをしないことを定めています。

当社は、子会社に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように周知徹底します。

#### (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる合理的な費用の支払いを求めたときは、速やかにその処理を行います。

## (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に情報を交換するための会合を行います。また、監査役が、業務監査室及び会計監査人との定期的な意見交換等を通じて、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンスに関しては、当社社長執行役員はコンプライアンスの重要性に関するメッセージを全社に対して継続的に発信し、グループ各社を含めた各拠点において実施した品質コンプライアンス対話会を軸に、コンプライアンス意識の向上に努めました。また、コンプライアンス委員会は、半期毎にグループ各社のコンプライアンスの状況を聴取し、その内容を当社取締役会に報告しました。

コンプライアンス規程履行の具体的な行動指針となる「コンプライアンスマニュアル」をグループ対象のものに全面改定して周知するとともに、コンプライアンス関連情報データベースによるグループ全体への情報発信・提供、社外取締役による幹部社員向けの勉強会なども行いました。

### (2) 当社グループの業務の適正を確保する体制

当社は取締役会を18回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定するとともに、経営執行の監督を行いました。

子会社の業務執行の管理に関しては、毎月の業績報告会議や当社社長執行役員によるマネジメントレビューを通して事業概況の報告を受けるほか、関係会社管理に関する規程である関係会社業務取扱規程の内容の周知・徹底を継続して実施しました。

### (3) リスク管理体制

当社グループのリスク管理に関しては、当社リスク管理委員会が当社グループを取り巻く環境変化やそれに伴う新たなリスクの発生等を所管部署から集約する体制を構築し、事業継続計画の推進や訓練の実施、各種危機対応マニュアルの内容周知、危機管理メールの配信や保険によるリスクマネジメントの推進などのリスク対応を行っており、半期毎にその活動内容を当社取締役会に報告しています。また、新型コロナウイルス関連の問題に関して、2020年に設置した当社社長執行役員を本部長とする新型コロナウイルス対策本部では、引き続き各子会社と連携を取りながら新型コロナウイルス感染症発生リスクへの対応を徹底し、また、その影響の極小化を図る取組を推進しております。

#### (4) 監査役の監査が実効的に行われる体制

取締役会その他の重要な会議には監査役の出席を得ているとともに、稟議書を始めとし、業務執行に関する重要書類は監査役の閲覧に供しています。また、監査役への報告体制を整備しており、監査役と代表取締役、会計監査人、業務監査室等との情報交換の機会をそれぞれ定期的に設けています。

以 上



# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(64,546)	(負債の部)	(32,496)
<u>流動資産</u>	<u>36,588</u>	<u>流動負債</u>	<u>18,591</u>
現金及び預金	11,376	支払手形及び買掛金	7,464
受取手形、売掛金 及び契約資産	14,773	短期借入金	6,871
棚卸資産	9,173	未払法人税等	584
その他の他	1,337	賞与引当金	585
貸倒引当金	△72	役員賞与引当金	35
<u>固定資産</u>	<u>27,957</u>	設備建設関係支払手形 その他の他	580
<u>有形固定資産</u>	<u>24,820</u>	<u>固定負債</u>	<u>13,905</u>
建物及び構築物	6,919	長期借入金	7,098
機械装置及び運搬具	3,734	リース債務	398
工具器具備品	1,083	退職給付に係る負債	3,634
土地	11,414	役員退職慰労引当金	35
リース資産	517	再評価に係る繰延税金負債	2,636
建設仮勘定	1,150	その他の他	102
<u>無形固定資産</u>	<u>776</u>	(純資産の部)	(32,049)
土地使用権	392	<u>株主資本</u>	<u>23,546</u>
その他の他	383	資本金	7,780
<u>投資その他の資産</u>	<u>2,360</u>	資本剰余金	3,150
投資有価証券	1,520	利益剰余金	12,627
繰延税金資産	571	自己株式	△12
その他の他	338	<u>その他の包括利益累計額</u>	<u>6,772</u>
貸倒引当金	△69	その他有価証券評価差額金	303
<u>資産合計</u>	<u>64,546</u>	繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	5,856
		為替換算調整勘定	828
		退職給付に係る調整累計額	△215
		<u>非支配株主持分</u>	<u>1,731</u>
		<u>負債純資産合計</u>	<u>64,546</u>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
売上高	47,003
売上原価	32,859
営業利益	14,144
販売費及び一般管理費	10,951
営業外収益	3,192
受取利息	100
受取配当金	61
受持分法による投資利益	25
為替差益	681
その他	306
営業外費用	312
支払利息	114
貸収原価	72
支店電費	68
その他	57
経常損失	4,055
特別損失	1,428
固定資産除却損	165
投資有価証券売却損	36
減損	763
事業撤退	462
税金等調整前当期純利益	2,627
法人税、住民税及び事業税	919
法人税等調整額	△412
当期純利益	2,120
非支配株主に帰属する当期純利益	189
親会社株主に帰属する当期純利益	1,930



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	百万円 7,407	百万円 2,778	百万円 10,873	百万円 △12	百万円 21,047
会計方針の変更による累積的影響額			4		4
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,407	2,778	10,878	△12	21,052
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	372	372			744
剰 余 金 の 配 当			△580		△580
親会社株主に帰属する当期純利益			1,930		1,930
土地再評価差額金の取崩			399		399
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	372	372	1,749	△0	2,493
当 期 末 残 高	7,780	3,150	12,627	△12	23,546

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

	その他の包括利益累計額						新株 予約	非支配 株主持分	純資 産計 合
	その 他有 価差 額金 評価	繰 上 損 益	延 滞 益	土 地 再 評 価 額	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 金 に 関 連 する 累計 額			
当期首残高	百万円 341	百万円 △1	百万円 6,255	百万円 △491	百万円 △206	百万円 5,897	百万円 2	百万円 1,553	百万円 28,500
会計方針の変更による累積的影響額								7	11
会計方針の変更を反映した当期首残高	341	△1	6,255	△491	△206	5,897	2	1,560	28,512
当期変動額 新株の発行									744
剰余金の配当									△580
親会社株主に帰属する 当期純利益									1,930
土地再評価差額金の取崩									399
自己株式の取得									△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△38	1	△399	1,319	△8	874	△2	170	1,042
当期変動額合計	△38	1	△399	1,319	△8	874	△2	170	3,536
当期末残高	303	0	5,856	828	△215	6,772	—	1,731	32,049

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>(47,645)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(23,944)</b>
<b>流動資産</b>	<b>14,897</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,165</b>
現金及び預	1,766	支払手形	97
受取手形	1,307	買掛金	5,041
売掛金	7,796	短期借入金	1,531
商品及び製品	1,393	1年内返済予定の長期借入金	3,832
仕掛品	207	リース債	52
原材料及び貯蔵品	748	未払金	577
前払費用	129	未払費用	337
立替金	339	未払法人税等	178
関係会社短期貸付金	460	賞与引当金	374
未収入金	653	役員賞与引当金	35
その他の金	94	その他の金	105
<b>固定資産</b>	<b>32,747</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,779</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,374</b>	長期借入金	6,846
建物	4,307	リース債	370
構築物	410	退職給付引当金	1,915
機械装置	1,157	再評価に係る繰延税金負債	2,636
車両運搬具	8	その他の金	10
工具器具備品	307	<b>(純資産の部)</b>	<b>(23,700)</b>
土地	10,709	<b>株主資本</b>	<b>17,502</b>
リース資産	391	資本金	7,780
建設仮勘定	1,080	資本剰余金	3,150
<b>無形固定資産</b>	<b>281</b>	資本準備金	3,150
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,091</b>	利益剰余金	6,583
投資有価証券	1,397	その他利益剰余金	6,583
関係会社株	6,085	繰越利益剰余金	6,583
関係会社出資	5,625	自己株式	△12
関係会社長期貸付	722	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,198</b>
繰延税金資産	109	その他有価証券評価差額金	342
その他の金	214	土地再評価差額金	5,856
貸倒引当金	△64		
<b>資産合計</b>	<b>47,645</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>47,645</b>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
	百万円
売上高	25,555
売上原価	19,156
売上総利益	6,399
販売費及び一般管理費	5,612
営業利益	787
営業外収益	1,802
受取利息	55
受取配当金	759
為替差益	763
その他	223
営業外費用	260
支払利息	92
貸入原価	71
売電費	68
その他	27
経常利益	2,329
特別損失	1,621
固定資産除却損	153
減損損失	763
関係会社株式評価損	679
投資有価証券売却損	24
税引前当期純利益	708
法人税、住民税及び事業税	264
法人税等調整額	△417
当期純利益	861

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備	本 金	繰 越 利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	百万円 7,407	百万円 2,778	百万円 5,903		百万円 △12	百万円 16,077	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	372	372				744	
剰 余 金 の 配 当			△580			△580	
当 期 純 利 益			861			861	
土地再評価差額金の取崩			399			399	
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0	
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )						—	
当 期 変 動 額 合 計	372	372	680		△0	1,424	
当 期 末 残 高	7,780	3,150	6,583		△12	17,502	

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	百万円 371	百万円 6,255	百万円 2	百万円 22,706
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				744
剰 余 金 の 配 当				△580
当 期 純 利 益				861
土地再評価差額金の取崩				399
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )	△29	△399	△2	△431
当 期 変 動 額 合 計	△29	△399	△2	993
当 期 末 残 高	342	5,856	—	23,700

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日本カーバイド工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 孫 延生  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本カーバイド工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本カーバイド工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日本カーバイド工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 孫 延生  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日本カーバイド工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

日本カーバイド工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 久保英昭 ㊟

常勤社外監査役 林文 明 ㊟

社外監査役 江見睦生 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に対応できる企業にしていくとともに、株主の皆様に対する利益配分を重要な責務と考え、長期安定的な配当を実現できることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開及び内部留保等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額281,608,440円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

なお、本議案が原案のとおり承認可決された場合は、中間配当金を含めた1株当たりの当期の年間配当金は、前期に比べ15円増額の55円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

#### (2) 取締役の任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、現任取締役の任期を明確にするため、附則を設けます。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p><u>2</u> 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>附 則</p> <p>第20条の規定にかかわらず、2021年6月29日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役杉山孝久、長谷川幸伸、白井 均の3氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	すぎ やま たか ひさ 杉 山 孝 久 (1959年11月4日生)	1982年4月 旭硝子㈱(現AGC㈱)入社 2005年7月 同社エレクトロニクス&エネルギー事業本部光 部品事業部プレーナーデバイス部長 2006年7月 同社エレクトロニクス&エネルギー事業本部プ レーナーデバイス部長 2008年1月 同社エレクトロニクス&エネルギー事業本部光 部品事業部長 2009年7月 同社電子カンパニーエレクトロニクス事業本部 光部品事業部長 2015年1月 同社電子カンパニー電子部材事業本部長 2016年1月 同社執行役員電子カンパニー電子部材事業本部 長 2020年3月 当社顧問 2020年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)	3,700株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            杉山孝久氏は、AGC㈱では執行役員を務め、また、当社においては2020年6月より代表取締役社長社長執行役員を務めており、会社経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向け、グループ全体を適切に管理、統括していくことが期待できるため、取締役候補者としております。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	は せ が わ ゆ き の ぶ 長谷川 幸 伸 (1962年3月18日生)	1985年4月 当社入社 2010年6月 当社魚津・早月工場製造部長 2013年4月 当社機能製品事業本部機能樹脂事業部長 2016年4月 当社機能製品事業本部機能樹脂事業部長兼大阪支店長 2016年6月 当社執行役員機能製品事業本部機能樹脂事業部長兼大阪支店長 2017年4月 当社執行役員機能製品事業本部副本部長兼機能樹脂事業部長 2018年4月 当社執行役員フィルム・シート事業本部長 2018年6月 当社取締役執行役員フィルム・シート事業本部長 2020年4月 当社取締役執行役員電子・機能製品事業本部長 2021年4月 当社取締役執行役員技術担当役員、魚津・早月工場長 2021年6月 当社取締役執行役員技術担当役員、魚津・早月工場長、研究開発センター長 2022年4月 当社取締役常務執行役員技術担当役員、魚津・早月工場長、研究開発センター長（現任）	3,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>長谷川幸伸氏は、長年にわたり当社の製造部門や事業部門を担当し、現在は、取締役常務執行役員技術担当役員、魚津・早月工場長、研究開発センター長として当社の技術部門も担当しております。当社事業に関する豊富な経験や見識を有していることから、取締役として、当社の重要なグループ戦略の実現を図ること及び経営執行の監督に、十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としております。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	白 井 均 <small>しら い ひとし</small> (1956年5月13日生)	1979年4月 (株)日立製作所入社 1998年4月 (株)日立総合計画研究所主管研究員 1999年10月 (株)日立製作所公共情報事業部電子政府プロジェクト推進統括センター部長 2003年4月 同社都市開発システムグループ事業開発部長 2005年6月 (株)日立総合計画研究所副所長 2009年10月 日立アジア社取締役副社長 2010年10月 日立グローバル・ストレージ・テクノロジーズ社取締役 2011年6月 (株)日立総合計画研究所取締役所長 2013年4月 同社代表取締役社長 2020年4月 同社取締役 (株)日立製作所シニアストラテジスト 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 学校法人桜美林学園理事(現任)  (重要な兼職の状況) 学校法人桜美林学園理事  <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 白井 均氏は、長年にわたり(株)日立製作所の情報システム部門を担当し海外経験もあり、また、(株)日立総合計画研究所の代表取締役社長を務めるなど、会社経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、当社の経営全般に提言をいただいております。この経験や見識を活かし、当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者としております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白井 均氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、白井 均氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は同氏の独立役員としての届出を継続する予定であります。
4. 当社は、白井 均氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5. 当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、杉山孝久、長谷川幸伸、白井 均の3氏の選任が承認された場合には、被保険者である3氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、3氏の選任が承認された場合には、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役および監査役のスキル・マトリックス

氏名	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	研究開発・生産技術	国際性	リスクマネジメント
杉山 孝久	○			○		○	○
井口 吉忠	○	○	○				
長谷川 幸伸	○			○	○		
横田 祐一	○			○			○
遠藤 直子			○				
白井 均	○					○	○
久保 英昭		○	○				
林 文明	○						○
江見 睦生		○					○

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役石倉昭裕氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いし くら あき ひろ 石 倉 昭 裕 (1955年9月14日生)	1979年4月 当社入社 2007年4月 当社経営企画部長兼業務監査室長 2007年6月 当社取締役総務部、法務室、経理部、購買部管掌、経営企画部長兼業務監査室長 2012年6月 当社常務取締役管理部門担当役員、経営企画部長 2013年6月 ビニフレイム工業㈱代表取締役社長 2019年4月 同社代表取締役会長 2020年4月 同社顧問 2020年7月 当社常勤監査役 2021年6月 当社常勤監査役退任	6,000株
<p><b>【補欠監査役候補者とした理由】</b></p> <p>石倉昭裕氏は、当社において長年にわたり管理部門を担当し常務取締役や常勤監査役を務め、経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠監査役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石倉昭裕氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
3. 当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、石倉昭裕氏が監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、保険期間中の総支払限度額（10億円）の範囲内で填補されます。なお、同氏が監査役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において当社の取締役の報酬限度額は、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。本議案では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしますと存じます。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおりご承認頂いた場合は6名（うち社外取締役2名）となります。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）といたします。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の25,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」とい

います。)、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。))について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間(以下「本役務提供期間」という)、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記(1)の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告22頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記1.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.26%(10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.66%)とその希釈率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本定時株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対して、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

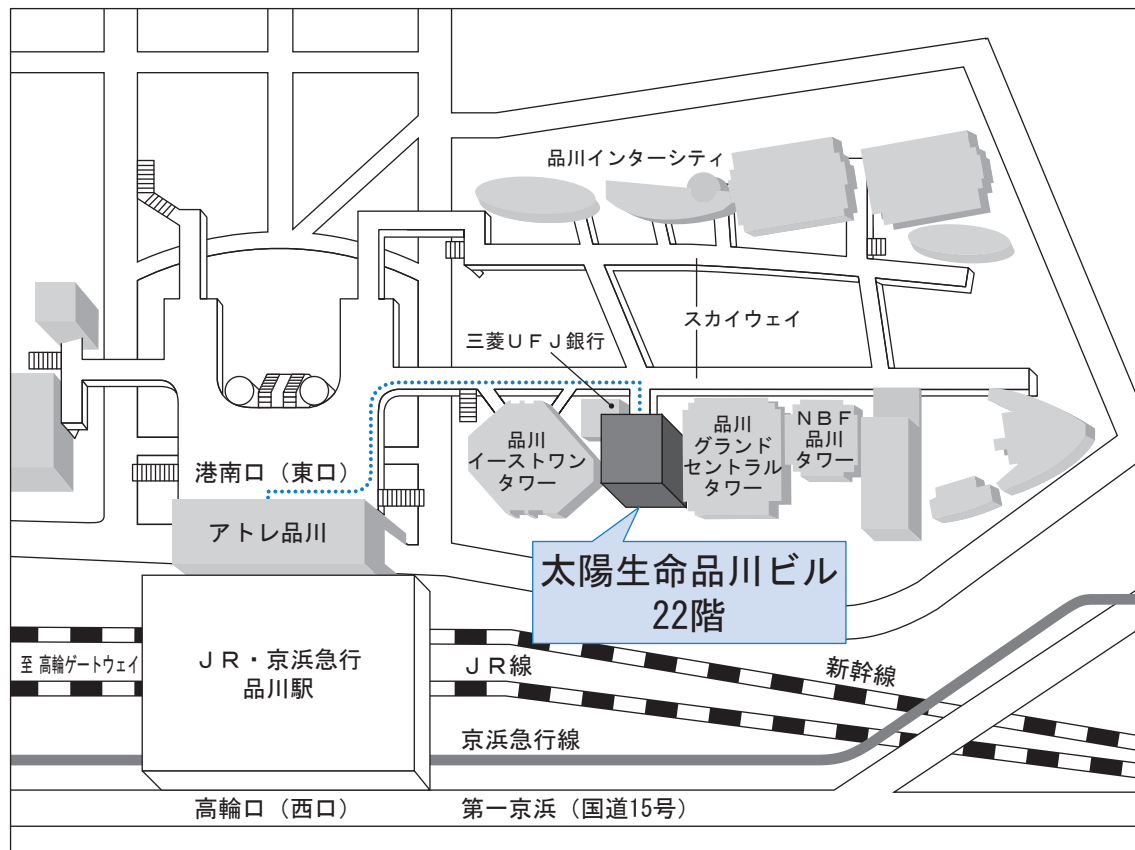
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目16番2号  
太陽生命品川ビル 22階  
日本カーバイド工業株式会社 会議室  
電話 (03) 5462-8200



### [交通]

JR品川駅、京浜急行品川駅より徒歩約5分

※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。